

(表)

妊性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主 氏 名

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び健康指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	--	------	---	-------	-------

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指導項目	備 考 等
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠高血圧			休業（入院加療）
妊娠貧血	Hb9g/dl以上11g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	蛋白尿	軽症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強要される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	高血圧	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（自宅療養又は入院加療）

(調)

症 状 等		指導項目	指 導 措 置
妊娠中 にかかりやす い病気	睡眠障害	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強 制される作業の制限又は被にな っての休業
	嘔吐	症状が著しい場合	
	腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立仕事、腰に負担のか かる作業、同一姿勢を強制され る作業の制限
	関節炎	軽症	負担の大きい作業、長時間作業 場所を離れることのできない作 業、寒い場所での作業の制限
重症		休業(入勤加減)	
多胎妊娠 ()			必要に応じ、負担の大きい作業 の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の 場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽症	負担の大きい作業の制限又は 勤務時間の短縮
		重症	休業(自宅療養)

指導措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3 上記2の措置が必要な期間(当直の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日～月 日)	
2週間(月 日～月 日)	
4週間(月 日～月 日)	
その他()	

4 その他の指導事項(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の過労抑制の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

(記入上の注意)

- (1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の過労抑制の措置」欄には、交代制間の過労抑制及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
- (2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、産後等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所属 _____

氏名 _____ 印 _____

事業主 兼 _____

この様式の「母性健康管理指導事項指シカード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

予 備 欄

予 備 欄

予 備 欄

予 備 欄

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1．すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2．すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3．すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
- 4．すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5．すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6．すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7．すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8．すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分保護される。
- 9．すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境から守られる。
- 10．すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いから守られる。
- 11．すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12．すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

連 絡 先 々 屯

分娩予定施設	名称		電話	
	所在地			
保健所	名称		電話	
	所在地			
医師	名称		電話	
	住所			
医師	名称		電話	
	住所			
歯科医師	名称		電話	
	住所			
助産婦	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			

母と子の健康をまもり、明るい家庭をつくりましょう。

母子健康手帳について

この手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためにつくられたものです。受けとったら、まず一通り読んでください。そのあと妊婦自身の記入欄や保護者の記録欄等必要なところにできるだけ記入してください。

この手帳は、お母さんとお子さんの健康記録として大切です。診察や保健指導などを受けるときは、必ず持って行き、必要に応じて書き入れてもらい、また、お母さんとお子さんの健康状態、健診結果などの覚え書きとしても利用してください。

この手帳を活用して、お母さんとお父さんが一緒になって赤ちゃんの健康・発育に関心を持ちましょう。

この手帳は、お子さんの健康診断のときの参考となるばかりでなく、予防接種の記録としても役立つものですから紛失しないように注意してください。

双生児(ふたご)以上のお子さんが生まれることがわかった場合は、居住地の市区町村役場からお子さん 1 人につき手帳 1 冊となるように新たに母子健康手帳を受けとってください。

使用に支障をきたすほど破れたり、よごれたり、また、なくしたりしたときは、居住地の市区町村役場に申し出て母子健康手帳の再交付を受けてください。

その他この手帳についてわからないことは、受けとった市区町村役場や保健所、市町村保健センターでお聞きください。